

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月8日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社F P G
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03（5288）5656（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03（5288）5691（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 累計期間	第9期 第3四半期 会計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成22年 6月30日	自平成22年 10月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高(千円)	1,126,298	1,472,515	241,059	207,060	1,621,937
経常利益(千円)	531,783	717,432	47,430	4,259	773,547
四半期(当期)純利益又は四半期純損失( ) (千円)	305,820	414,685	25,459	1,641	444,674
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	66,800	332,905	332,905
発行済株式総数(株)	-	-	1,056,000	2,462,600	1,231,300
純資産額(千円)	-	-	882,100	1,813,658	1,553,165
総資産額(千円)	-	-	3,028,245	7,660,687	2,366,858
1株当たり純資産額(円)	-	-	835.32	736.55	1,261.40
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	289.60	168.40	24.11	0.67	416.95
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	159.82	-	-	387.38
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	125.00
自己資本比率(%)	-	-	29.1	23.7	65.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	597,873	3,346,268	-	-	11,326
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	36,990	70,761	-	-	51,134
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	576,873	4,552,883	-	-	207,461
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	672,420	1,619,678	482,956
従業員数(人)	-	-	25	31	27

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 第9期第3四半期累計期間及び第9期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第10期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であります。

7. 当社は平成23年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第9期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 累計期間	第9期 第3四半期 会計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成22年 6月30日	自平成22年 10月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
1株当たり純資産額(円)	-	-	417.66	736.55	630.70
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	144.80	168.40	12.05	0.67	208.48
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	159.82	-	-	193.69
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	62.50

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(人)	31
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、単一セグメントとしており、生産、受注及び販売の状況については、売上形態別に記載しております。

#### (1) 生産実績

当社では生産活動は行っておりませんが、収益の大半を占めるタックス・リース（当社の場合、主に投資家が、税の繰り延べ効果を楽しむオペレーティング・リース事業のことを指します。）に係るアレンジメント事業について、代替的な指標としての、オペレーティング・リース事業の組成実績を記載しております。

当第3四半期会計期間の組成実績は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	前年同四半期比 (%)
オペレーティング・リース組成金額（千円）	21,000,157	303.3
オペレーティング・リース組成案件数（件）	10	250.0

- (注) 1. 「オペレーティング・リース組成金額」とは、対象リース資産全体の取得価額を合計したものです。  
2. 当社では、投資家の需要を勘案して、1つの案件として、一定の組成金額をとりまとめて、案件単位で投資家を募集しております。「オペレーティング・リース組成案件数」とは、その募集した案件を合計した数であります。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4. リースの組成はドル建てで行われており、本邦通貨への換算レートは組成時の電信為替相場仲値（TTM）を採用しております。

#### (2) 受注実績

当社は受注生産形態をとっていないため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を売上形態別に示すと、次のとおりであります。

売上形態	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	前年同四半期比(%)
アレンジメント・フィー（千円）	92,244	67.4
販売手数料（千円）	91,881	91.3
管理料（千円）	11,609	329.7
保険手数料等（千円）	11,325	-
合計（千円）	207,060	85.9

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間において、当該割合が100分の10未満の相手先については、記載を省略しております。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)CLIP第42号	-	-	92,257	44.6
(株)CLIP第50号	-	-	54,297	26.2
(株)CLIP第32号	161,579	67.0	-	-
(株)CLIP第31号	76,039	31.5	-	-

## 2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書及び当事業年度の第2四半期報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。なお、変更箇所を下線で示しております。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日(平成23年8月8日)現在において当社が判断したものであります。

### (1) オペレーティング・リース事業固有のリスクについて

当社は、収益の大半をタックス・リース・アレンジメント事業に依存していることから、以下のリスクが顕在化した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

なお、当社のタックス・リース・アレンジメント事業は、当社子会社(S P C)を用いたオペレーティング・リース事業により行っており、当該オペレーティング・リース事業に係るリスクには以下のものがあります。

#### 賃借人の倒産等の影響を受けるリスク

賃借人についての破産手続、民事再生手続又は会社更生手続等の法的倒産手続の開始など、何らかの理由で賃借人から当社子会社(S P C)に対してリース料が支払われない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社が受け取る業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、賃借人の倒産等のリスクを減少させるため、世界的にも大手の海運会社及び航空会社を中心にオペレーティング・リース事業の組成を行っております。また、万が一、賃借人について法的倒産手続が開始された場合にも、リース物件の売却や新たな賃借人を見つけることなどにより、リース料が支払われないことによつて、オペレーティング・リース事業の収支が悪化することを回避する方針であります。もっとも、かかる対処にもかかわらず、不測の事態が生じた場合には、当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (2) 法的規制について

#### 銀行法、保険業法、その他関連する法令等

平成22年4月19日に銀行代理業の許可を取得し、平成22年9月以降、業務を開始しております。また、平成22年8月9日に保険仲立人の登録を完了し、平成23年9月期より業務を開始しております。加えて、平成23年5月に金融商品仲介業の登録を完了し、平成23年7月より業務を開始いたしました。これらの業務を行うためには、金融商品取引法、銀行法、保険業法、個人情報保護法、その他関連する法令等を遵守する必要があります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が業務停止命令や登録の取消等の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (10) 代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である谷村尚永は、当社の創業者であるとともに、設立時より最高経営責任者であり、また、本書提出日現在、当社の発行済株式総数の67.60%を保有する大株主であります。同氏は、オペレーティング・リース事業の組成・販売に関する豊富な経験と知識や、取引先、投資家等各分野に渡る人脈を有しており、また、経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、当社の事業推進の中心的役割を担っていることから、当社における同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社では、取締役会や社内会議において、役職員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務執行が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。なお、当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、以下についても、単一セグメントとして記載しております。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）における世界経済は、中国・インドを中心とした新興国では景気の拡大が続いており、欧米等の先進国についても緩やかな景気の回復が続いております。一方、日本経済は、景気の持ち直し傾向がみられたものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、今後の景気回復の先行きに不透明さが増す等、依然として厳しい状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社が行うタックス・リース・アレンジメント事業につきまして、オペレーティング・リース事業への投資家となる国内中小法人の経営環境は依然として厳しいものの、投資家の匿名組合契約に基づく権利（匿名組合出資金）に対する需要は高く推移しており、総じて良好な販売環境となりました。一方で、組成環境につきましては、投資家の高い需要により、結果として市場のリース事業案件の品薄感が強まるなど、総じて厳しく推移したものの、海外案件については、世界経済の回復を背景に、その組成環境にも回復の傾向がみられました。

このように組成環境に厳しさがある中、当社はオペレーティング・リース事業の組成面につきまして、当該リース事業における過去の実績及び高度な案件組成能力を活用し、賃借人・金融機関に対して積極的に案件提案を行いました。特に当社が強みをもつ海外案件について、その組成に注力しました。

これらの施策の結果、海外賃借人との取引増加、新規賃借人との取引の開始、当社にとって初めてとなる航空機を対象としたオペレーティング・リース事業を開始するなど、当第3四半期会計期間における当社のオペレーティング・リース事業の組成金額は21,000百万円（前年同期比203.3%増）と好調な結果となりました。

また匿名組合契約に基づく権利の販売につきましては、新規投資家・紹介者の継続的な獲得に努める一方で従来の顧客紹介契約と比較してインセンティブを強化した契約形態の導入を進める等、販売ネットワークの強化に努めました。その結果、当第3四半期会計期間における匿名組合契約に基づく権利の販売額は1,279百万円（前年同期比1.8%増）となったものの、当社の受託手数料が減少したことにより、タックス・リース・アレンジメント事業に係る売上高は、195百万円（前年同期比18.8%減）となりました。

なお、当事業年度より収益に寄与し始めた保険仲立人業等のその他の事業に係る売上高11百万円を加えた、当第3四半期会計期間における売上高は207百万円（前年同期比14.1%減）となり、売上総利益は183百万円（前年同期比8.5%減）となりました。

また販売費及び一般管理費は、業容拡大による人員の増加により168百万円（前年同期比18.7%増）となり、営業利益は15百万円（前年同期比73.8%減）となりました。また支払利息等、営業外費用11百万円（前年同期比9.3%減）を計上したこと等により、経常利益は4百万円（前年同期比91.0%減）となり、法人税等を控除した結果、四半期純損失1百万円（前年同期は、25百万円の四半期純利益）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて5,293百万円増加し、7,660百万円となりました。

これは主に、積極的なリース事業の組成を行ったことにより、匿名組合契約に基づく権利の一時的な立替取得額が増加し、当該匿名組合契約に基づく権利を計上する商品出資金が前事業年度末に比べ3,948百万円増加したこと、また商品出資金を投資家に販売（地位譲渡）したことによる資金の増加等により、現金及び預金が1,136百万円増加したことによるものであります。

負債合計は前事業年度末に比べて5,033百万円増加し、5,847百万円となりました。

これは主に、匿名組合契約に基づく権利の立替資金等として、短期借入金の前事業年度末に比べ4,687百万円増加したこと、また第4四半期以降に販売する商品出資金に係る手数料等の前受金が、前事業年度末

に比べ426百万円増加したことによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて260百万円増加し1,813百万円となりました。これは主に、前事業年度末を基準日とする配当の実施により153百万円の減少があった一方で、四半期純利益414百万円を計上したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、第2四半期会計期間末に比べて554百万円減少し、1,619百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は前年同期よりも3,718百万円増加し、4,868百万円となりました。

これは主に、前受金の増加702百万円（前年同期比410百万円増加）があったものの、投資家に対する一時的な立替取得額が増加したこと、商品出資金の増加による資金支出が、5,353百万円（前年同期比3,883百万円増加）あったこと、また法人税等の支払額が197百万円（前年同期比170百万円増加）あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は前年同期よりも7百万円減少し、4百万円となりました。

これは主に、オペレーティング・リース事業を行うSPC等に利用するための子会社株式の取得による支出4百万円（前年同期比6百万円減少）があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は前年同期よりも3,901百万円増加し、4,318百万円となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出2百万円（前年同期比138百万円減少）があったものの、匿名組合契約に基づく権利の立替資金等としての短期借入金の純増減額が4,321百万円増加（前年同期比3,760百万円増加）したことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月8日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,462,600	2,462,600	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,462,600	2,462,600	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	42(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

#### 5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

( ) 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

( ) 上記( )の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、以下のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記( )の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

( ) 上記( )( )以外の者は、上場の日より1年を経過した日の翌日から、全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

#### 6. その他取得の条件

平成23年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

7. 平成23年3月2日開催の取締役会決議に基づき、平成23年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格および資本組入額は、分割後の数値を記載しております。

第2回新株予約権  
(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300
新株予約権の行使期間	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利放棄されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。ただし、上場承認日の翌日までは本新株予約権は行使することはできない。

6. その他取得の条件

平成23年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

7. 平成23年3月2日開催の取締役会決議に基づき、平成23年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格および資本組入額は、分割後の数値を記載しております。

### 第3回新株予約権

(平成21年9月14日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	15(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300
新株予約権の行使期間	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。  
3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

- ( ) 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者
  - (ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。
  - (イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。
  - (ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。
- ( ) 上記( )の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、次のとおりとする。
  - (ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記( )の区分に準ずる。
  - (イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

#### 6. その他取得の条件

平成24年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

#### 7. 平成23年3月2日開催の取締役会決議に基づき、平成23年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格および資本組入額は、分割後の数値を記載しております。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日 (注)	1,231,300	2,462,600	-	332,905	-	282,905

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

( 6 ) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、谷村尚永から、平成23年4月25日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成23年4月20日現在で株券等保有割合が1%以上減少した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
谷村 尚永	1,664,800	67.60

( 7 ) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式1,230,800	12,308	同上
単元未満株式	普通株式 400	-	(注)
発行済株式総数	1,231,300	-	-
総株主の議決権	-	12,308	-

(注) 1. 「単元未満株式」欄には当社所有の自己株式8株が含まれております。

2. 平成23年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。その結果、発行済株式総数は、2,462,600株となりました。

3. 第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は216株であり、完全議決権株式が200株、単元未満株式が16株であります。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社F P G	東京都千代田区 丸の内二丁目3番2号	100	-	100	0.01
計	-	100	-	100	0.01

(注) 平成23年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。その結果、自己名義所有株式数は200株となりました。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	2,760	2,600	2,855	3,360	3,360	3,410 1,440	2,948	4,605	3,085
最低(円)	2,370	2,350	2,430	2,681	3,000	1,960 1,350	1,425	2,550	2,243

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は、大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。
2. 印は株式分割(平成23年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
3. 平成23年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成23年4月以降の株価は、株式分割後の株価となります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	財務部及び 総務部担当	片山 茂治	平成22年 12月31日

(2) 役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	経理部、財務部及び総 務部担当経理部長	経理部担当経理部長	久保出 健二	平成23年 1月1日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）の四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。なお、前第3四半期会計期間及び前第3四半期累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成22年8月2日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社では、匿名組合事業の営業者である子会社については「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成していません。

なお、同規則第5条第2項による判断に際しての資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は以下のとおりであります。

資産基準	1.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	1.0%
利益剰余金基準	2.0%



1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,619,678	482,956
売掛金	13,638	2,564
貯蔵品	1,829	990
商品出資金	5,353,962	1,405,662
繰延税金資産	128,225	89,896
その他	158,651	71,328
流動資産合計	7,275,984	2,053,399
固定資産		
有形固定資産	98,847	92,623
無形固定資産	2,282	3,399
投資その他の資産	283,574	217,436
繰延税金資産	25,418	21,683
その他	258,156	195,752
固定資産合計	384,703	313,458
資産合計	7,660,687	2,366,858
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	43,037	945
短期借入金	4,687,100	-
1年内返済予定の長期借入金	10,164	28,180
1年内償還予定の社債	20,000	-
未払法人税等	143,248	374,978
前受金	702,740	276,264
賞与引当金	12,041	-
その他	124,583	119,255
流動負債合計	5,742,916	799,623
固定負債		
社債	80,000	-
長期借入金	3,415	14,069
資産除去債務	20,697	-
固定負債合計	104,112	14,069
負債合計	5,847,028	813,692
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	332,905	332,905
資本剰余金	282,905	282,905
利益剰余金	1,198,128	937,355
自己株式	280	-
株主資本合計	1,813,658	1,553,165
純資産合計	1,813,658	1,553,165
負債純資産合計	7,660,687	2,366,858

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第 3 四半期累計期間】

( 単位 : 千円 )

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
売上高	1,126,298	1,472,515
売上原価	161,159	194,707
売上総利益	965,138	1,277,807
販売費及び一般管理費	397,228	503,920
営業利益	567,910	773,887
営業外収益		
受取利息	12,603	11,072
為替差益	-	720
その他	2,290	2,240
営業外収益合計	14,893	14,033
営業外費用		
支払利息	13,313	15,292
社債利息	-	196
支払手数料	36,604	53,040
社債発行費	-	1,959
為替差損	1,103	-
営業外費用合計	51,020	70,488
経常利益	531,783	717,432
特別損失		
固定資産除却損	-	127
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,362
関係会社株式評価損	-	540
特別損失合計	-	7,030
税引前四半期純利益	531,783	710,401
法人税、住民税及び事業税	315,220	337,778
法人税等調整額	89,257	42,062
法人税等合計	225,963	295,716
四半期純利益	305,820	414,685

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	241,059	207,060
売上原価	40,056	23,104
売上総利益	201,002	183,956
販売費及び一般管理費	141,962	168,516
営業利益	59,040	15,439
営業外収益		
受取利息	779	283
受取手数料	361	215
その他	197	70
営業外収益合計	1,339	569
営業外費用		
支払利息	1,726	9,912
社債利息	-	196
支払手数料	5,144	1,481
為替差損	6,077	158
営業外費用合計	12,949	11,748
経常利益	47,430	4,259
特別損失		
関係会社株式評価損	-	540
特別損失合計	-	540
税引前四半期純利益	47,430	3,719
法人税、住民税及び事業税	102,068	113,271
法人税等調整額	80,098	107,910
法人税等合計	21,970	5,361
四半期純利益又は四半期純損失( )	25,459	1,641

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	531,783	710,401
減価償却費	16,344	16,156
固定資産除却損	-	127
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,362
社債発行費	-	1,959
賞与引当金の増減額(は減少)	7,786	12,041
受取利息	12,603	11,072
関係会社株式評価損	-	540
支払利息	13,313	15,292
社債利息	-	196
為替差損益(は益)	1,307	867
売上債権の増減額(は増加)	650	11,073
貯蔵品の増減額(は増加)	-	838
商品出資金の増減額(は増加)	1,419,084	3,948,299
仕入債務の増減額(は減少)	17,421	42,092
前受金の増減額(は減少)	277,768	426,476
その他	48,502	35,119
小計	516,810	2,775,624
利息の受取額	12,603	11,072
利息の支払額	15,117	16,962
法人税等の支払額	78,548	564,753
営業活動によるキャッシュ・フロー	597,873	3,346,268
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	21,840	7,893
子会社株式の取得による支出	14,744	47,476
敷金及び保証金の差入による支出	394	15,586
その他	11	194
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,990	70,761
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	800,600	4,687,100
長期借入金の返済による支出	178,667	28,670
社債の発行による収入	-	98,040
配当金の支払額	10,560	153,307
シンジケートローン手数料の支払額	34,500	50,000
自己株式の取得による支出	-	280
財務活動によるキャッシュ・フロー	576,873	4,552,883
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,307	867
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	59,298	1,136,721
現金及び現金同等物の期首残高	731,718	482,956
現金及び現金同等物の四半期末残高	672,420	1,619,678

**【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第3四半期累計期間（自平成22年10月1日至平成23年6月30日）

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益は2,814千円減少し、税引前四半期純利益は9,176千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は20,542千円であります。

**【簡便な会計処理】**

当第3四半期累計期間（自平成22年10月1日至平成23年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第3四半期累計期間（自平成22年10月1日至平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

( 四半期貸借対照表関係 )

当第 3 四半期会計期間末 (平成23年 6月30日)	前事業年度末 (平成22年 9月30日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 59,130千円</p> <p>2 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行 5 行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当第 3 四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,460,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">540,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>平成22年 9 月期末日以降の各事業年度末日及び各第 2 四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年 9 月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成22年 9 月期末日以降の各事業年度末日及び各第 2 四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>	コミットメントラインの総額	3,000,000千円	借入実行残高	2,460,000千円	差引額	540,000千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 39,107千円</p> <p>2 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行 3 行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成20年 9 月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	- 千円	差引額	1,500,000千円
コミットメントラインの総額	3,000,000千円												
借入実行残高	2,460,000千円												
差引額	540,000千円												
コミットメントラインの総額	1,500,000千円												
借入実行残高	- 千円												
差引額	1,500,000千円												

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 87,500千円	給料手当 118,186千円
給料手当 90,157	役員報酬 89,500
地代家賃 47,497	地代家賃 64,499
支払報酬 25,544	支払報酬 35,377
法定福利費 20,284	法定福利費 27,158
賞与引当金繰入額 7,786	賞与引当金繰入額 12,041

前第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 32,200千円	給料手当 41,570千円
給料手当 29,997	役員報酬 28,650
地代家賃 15,858	地代家賃 23,621
支払報酬 9,500	賞与引当金繰入額 12,041
賞与引当金繰入額 7,786	法定福利費 9,324
交際費 7,750	旅費交通費 9,264
法定福利費 7,108	支払報酬 9,055

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 672,420	現金及び預金勘定 1,619,678
現金及び現金同等物 672,420	現金及び現金同等物 1,619,678

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年6月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,462,600株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 216株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	153,912	125	平成22年9月30日	平成22年12月24日	利益剰余金

(注) 1. 平成23年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額には、当該株式分割による影響は反映しておりません。

2. 1株当たり配当額には、株式上場に伴う記念配当30円が含まれております。

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

前事業年度末と比較して著しい変動がないため記載を省略しております。



(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年6月30日)

現金及び預金、商品出資金、短期借入金は、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当第3四半期会計期間末において、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	1,619,678	1,619,678	
商品出資金	5,353,962	5,353,962	
短期借入金	4,687,100	4,687,100	

(注)金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、当社は、匿名組合契約に基づく権利を一時的に立替取得する場合があります。この場合の資金は、自己資金による他、主に取引銀行とコミットメントライン契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。なお、匿名組合契約に基づく権利の一時的な立替取得額は、商品出資金として計上することとしております。

第1四半期会計期間において、コミットメントライン契約を取引銀行5行と新たに締結した結果、総額は30億円となりました。なお、当第3四半期会計期間末においては、コミットメントライン契約に基づく借入金の実行残高は2,460,000千円であります。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

前第3四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(資産除去債務等)

当第3四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業に加え、その他事業(銀行代理業、保険仲立人業、M&A仲介業)を遂行しておりますが、最高意思決定機関である取締役会において、業績の評価は、事業セグメントに区分せず、単一の事業として行っております。

これは、いずれの事業も販売先に重要な差異はなく、共通の販売体制によっていること、また管理体制についても共通の部署が担当していることから、業績の評価を事業セグメントに区分する重要性が乏しく、自社の組織構造において事業セグメントに区分していないためです。

そのため、報告セグメントが単一セグメントとなりますので、報告セグメントの売上高及び利益等の各情報につきましては、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年9月30日)
1株当たり純資産額 736.55円	1株当たり純資産額 1,261.40円

(注) 当社は平成23年4月1日付で普通株式1株に対し2株の株式分割を行いました。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は、630.70円であります。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 289.60円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 168.40円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 159.82円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	305,820	414,685
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	305,820	414,685
期中平均株式数(株)	1,056,000	2,462,436
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	132,290
(うち新株予約権)	-	(132,290)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 2. 当社は平成23年4月1日付で普通株式1株に対し2株の株式分割を行いました。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第3四半期累計期間の1株当たり四半期純利益金額は144.80円であります。

前第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 24.11円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 0.67円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	25,459	1,641
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失( )(千円)	25,459	1,641
期中平均株式数(株)	1,056,000	2,462,384
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 2. 当社は平成23年4月1日付で普通株式1株に対し2株の株式分割を行いました。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第3四半期会計期間の1株当たり四半期純利益は、12.05円であります。

(重要な後発事象)

記載すべき事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)及び当第3四半期会計期間末(平成23年6月30日)

記載すべき事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月26日

株式会社 F P G  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦 康雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社F P Gの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社F P Gの平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 8日

株式会社 F P G  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古谷 伸太郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社F P Gの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社F P Gの平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。